

第7章 事業の譲渡等

◆第467条

(事業譲渡等の承認等)

第467条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

- 一 事業の全部の譲渡
- 二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）
- 三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。）の事業の全部の譲受け
- 四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約
- 五 当該株式会社（第25条第1項各号に掲げる方法により設立したものに限る。以下この号において同じ。）の成立後2年以内におけるその成立前から存在する財産であってその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が5分の1（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。
 - イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額
 - ロ 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額
- 2 前項第3号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

【条文の概要】

本条は、事業の全部又は重要な一部の譲渡、及び、事業の全部の譲受け、事業全部の賃貸、経営委任、損益共同契約の締結、変更及び解約、並びに、事後設立について、株

主総会の特別決議により承認を得るべきことを定める。

事業の全部又は重要な一部の譲渡は、譲渡会社の事業形態、収益構造を大きく変更することになり、とりわけ事業の全部の譲渡については解散の準備や前段階として行われることも多く、会社の目的とする事業活動の根本に関わる。いずれも譲渡会社の株主の利害に大きく関わっており、株主に事業譲渡の可否、譲渡契約内容の合理性、対価の妥当性などについて株主に慎重な判断を行う機会を保証する必要がある。

事業の全部の譲受けは、類型的に、譲受会社が簿外債務や偶発債務などを無限に引き受けるリスクがあり、譲受会社の目的の変更にもつながり得るものであって、株主の重大な利害に影響し、譲受会社の株主に対して、その利害得失を慎重に判断できる機会を保証する必要がある。

事業全部の賃貸、経営委任は、事業の全部又は重要な一部の譲渡と同様の観点から賃貸する側及び経営委任する側だけに株主総会の承認を求め、簿外債務や偶発債務の引受けを伴わないことから賃借する側及び経営受任する側には株主総会の承認を求める。事業の全部の損益共同契約の締結、変更及び解約については、両当事者の事業内容（目的）を大きく変更し得るものであることから、契約当事者に株主総会の承認を求める。

事後設立は、現物出資及び財産引受規制の潜脱防止の観点から株主総会の特別決議による承認を求めるものであり、立法趣旨が前掲の他類型とは異なる。

***** 論 点 *****

- 1 「事業」の意義
- 2 「重要な一部」の意義
- 3 譲渡対象財産が債務超過の場合
- 4 解散中の会社・債務超過状態の会社の事業譲渡
- 5 事業の全部の譲受け
- 6 事業の全部の賃貸等
- 7 事後設立規制の意義
- 8 事後設立規制の対象財産
- 9 事後設立の期間要件
- 10 事後設立の対価要件
- 11 事業譲渡等に必要な株主総会の決議を欠いていた場合
- 12 事業譲渡の対価が著しく不公正である場合

〔論点 1〕 「事業」の意義

平成17年商法改正によって会社については「営業」ではなく「事業」の用語

を用いることとなったが、これは一般的な法人法制の用語に統一するという法的觀点からの改正にすぎないことから、株主総会の承認を要する事業譲渡等の「事業」の解釈は平成17年商法改正前の営業譲渡等の「営業」の解釈と変わらないものと考えてよい。

株主総会の特別決議を経ることを必要とする営業譲渡について、最高裁大法廷判決は、平17改正前商法「24条〔会社法21条〕以下にいう営業の譲渡と同一意義であつて、営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のため組織化され、有機的・一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または重要な一部を譲渡し、これによつて、譲渡会社がその財産によつて営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社がその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法25条に定める競業避止義務を負う結果を伴うものをいう」と判示した（最大判昭和40・9・22民集19巻6号1600頁〔27001268〕）。

本判決後も同趣旨の最高裁判決が続き（最大判昭和41・2・23民集20巻2号302頁〔27001223〕、最二小判昭和46・4・9判タ264号199頁〔27411379〕）、下級審も同様の判断枠組みを採用していることから（東京高判昭和50・9・22高裁民集28巻4号287頁〔27411660〕、東京地判昭和55・5・12判時984号122頁〔27411943〕、東京高判昭和56・5・26判タ451号141頁〔27412027〕、東京地決昭和59・9・7判時1148号147頁〔27413014〕、東京地判平成4・3・13判タ805号170頁〔27814415〕、旭川地判平成7・8・31判タ907号244頁〔28010759〕）、本判決の考え方は固まつたものとみてよい（藤田友敬「判批」江頭=山下編・商法百選39頁）。

学説は、①有機的・一体性ある組織的財産の譲渡であることについて、大方これに賛同する。営業の譲渡が単なる財産の譲渡と異なることは、会社法21条からも、会社分割に関する「事業に関して有する権利義務の全部又は一部を（中略）承継させる」との規定ぶり（2条29、30号）との対比からも明らかのことである。したがつて、単なる事業用財産や権利義務の集合はこれに該当しない（江頭・株式871、872頁注1、大隅健一郎=今井宏=小林量『新会社法概説（第2版）』有斐閣（2010年）436頁、落合編・会社法コメ〔12〕〔齊藤真紀〕28頁、鈴木=竹内・会社法249頁、龍田・大要518、519頁、弥永・リーガル会社法（第11版）383頁。反対：前掲昭和

(2010年) 210～212頁、西岡清一郎=鹿子木康=舛谷雄一編東京地裁会社更生実務研究会『会社更正の実務（上）』金融財政事情研究会（2005年）76、77頁、兼子一監修・三ヶ月章=竹下守夫=霧島甲一=前田庸=田村諒之輔=青山善充『条解会社更生法（上）』弘文堂（1973年）435～441頁

（進士肇）

◆第514条

（特別清算開始の命令）

第514条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあった場合において、特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特別清算開始の命令をする。

- 一 特別清算の手続の費用の予納がないとき。
- 二 特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき。
- 三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかであるとき。
- 四 不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

【条文の概要】

本条は、裁判所が特別清算の申立てを却下ないし棄却すべき要件を限定例挙する。逆にいえば、特別清算開始の申立てがあった場合において、裁判所は、特別清算開始の原因となる事由（510条）があると認めるときは、本条各号に該当する障害事由がない限り、特別清算開始の命令をしなければならない。特別清算開始の命令に関し、その公告及び送達、費用の負担、これに対する即時抗告などについては890条が規定する（奥島=落合=浜田編・新基本コメ会社法(2)486頁）。

***** 論 点 *****

- 1 特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき
(本条2号)
- 2 特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかである場合
(本条3号)

- 3 不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実になされたものでない場合（本条4号）
 4 特別清算開始の申立てについての裁判の形式

論点 1 特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき（本条2号）

特別清算開始後において協定の見込みがないとき又は協定の実行の見込みがないときは、裁判所は職権で破産手続開始の決定をしなければならない（574条1項1、2号）ことから、特別清算によっても清算が結了する見込みがないことが明らかであるときに特別清算を開始しても意味がない。このような場合に特別清算の手続を開始することは時間と労力の浪費であるし、費用の支出により清算会社の財産を減少させることになる。平17改正前商法下においても、少なくとも、特別清算の見込みがないことが明らかであることは特別清算開始の障害事由になると解するのが通説的見解であり、本条1号はこれを明文化したものである。法は簡易かつ経済的な清算手続である特別清算の開始決定を不当に制限することを避けるため、清算結了の見込みがないことについて明白性を要求する。民再法25条3号、会更法41条1項3号と同旨である。

特別清算によっても清算を結了する見込みがないときとして、具体的には、①大口債権者や債権者の多数が特別清算を利用することに反対しており、協定又は個別和解の見込みがないことが明らかであるとき、②協定又は個別和解が成立してもその実行の見込みがないことが明らかであるとき、③公租公課や労働債権などの優先債権を弁済するに足りる資産がないことが明らかであるときなどが考えられる（以上、東京弁護士会編・入門新特別清算手続125頁）。

①についてみると、特別清算開始申立ての時点において反対していた債権者が、手続の過程において清算人から会社が清算に至った事情、会社の資産及び負債の状況、協定案の説明を受けるなどして最終的に協定に賛成することは十分あり得ることであるから、この点を理由に開始決定をしない場面については限定的に解すべきである。同様の理由から、②についても、慎重に判断すべき場合が多いと思われる。

③について、租税債権者など協定による拘束を受けない優先的債権者が存在しているが、その債権を弁済するに足りる資産がなく、また、その債権につき債務免除の意思表示等を受けられる見込みもないということであれば清算結了の見込みがないことが明らかであるといわざるを得ない。

次に、債権の存否及び額について深刻な争いがある場合であって、債権確定のために訴訟をしなければならず（特別清算には破産手続のように債権確定手続がない）、その確定に長期間を要することが予想されるときに特別清算制度の利用が許されるかという問題があるが、当然に「特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき」とまではいえないと解される。もっとも、債権の存否等に深刻な争いがある場合、清算人は、手続の長期化を避けるため早期解決が可能な破産手続を選択することによって解決を図るべきである。

また、財産換価に長期間を要する場合、例えば開始決定後3、4年内に換価、終結の見込みがないと認められる場合にも同様の問題があるが、この場合であっても、当然に「特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき」とまではいえないと解される。このような場合も、清算人は、資産を財団から放棄することが可能な破産手続を選択して解決を図るべきであり、また、換価困難な資産が多数にのぼる場合には、「特別清算によることが債権者の一般の利益に反する」とき（本条3号）に該当するといえることもある（山口編・特別清算（会社法対応）64頁）。

事例

債権者の多数が清算会社に財産隠匿、詐害行為等の不正があるとして特別清算開始に反対して破産手続を望み、一部の有力債権者による破産宣告の申立てがなされたとの事情のもとで、債権者との協定成立の見込みが全くないとして開始申立てを却下した事例（横浜地決昭和38・4・2下級民集14巻4号656頁〔27410838〕）。

論点 ② 特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかである場合（本条3号）

会社法は、特別清算開始の障害事由（本条3号）、協定の不認可条件（569条2